



# つなぐ

～ 緑をつなぎ、笑顔をつなぎ、未来へつなぐ。～

## 「快汗！猫の手援農隊」を通じた 地域活性化の取り組み

「快汗！猫の手援農隊」は、平成11年の取り組み開始以降、累計6500名の都市住民のみならず、参加いただきました。参加者には、植つけや収穫のみならず、選果や後片づけにいたるまでの、手間のかかる作業をお願いしております。また、都市と農村の交流による地域の活性化にも貢献しています。

今号の「つなぐ」では、平成14年の取り組み開始以来、16年間続く長野県中野市（旧豊田村）の「りんご援農隊」の事例を紹介します。この地域の品種は「サンふじ」が主流で、収穫の最盛期は11月下旬からです。12月には雪が降り始めてしまうため、その前に収穫を終えなければなりません。こうした農繁期に作業支援を行う援農隊は、貴重な力になります。受け入れ農家にとっても、農作業時間の短縮や耕作地の維持、農業への意欲向上などにひと役買う存在になっています。



まず、中野市の援農隊は、前述のとおり、初夏の摘果援農と秋の葉摘み援農も実施しており、参加者は農家のもとを定期的に訪れることで、受け入れ農家や地域への愛着が生まれ、まるで親戚同士のような交流に発展しているケースもあります。

「りんご援農隊」の累計参加者数は、16年間で摘果1061名、葉摘み607名、収穫1735名、合計3403名で、多くの都市住民のみならず、ご参加いただいております（図1）。実施における効果としては、農作業の支援のみならず、地域の農産物の購入、宿泊・食事などの地域での消費、なかには「地域居住をすすめる方もいます。また、その地域のファンとなり、家族や友人などにその魅力を伝え広めています。

16年間もの長い期間、この企画が実施できているのは、地域活性化のために都市住民のみならず、来てもらいたいという受け入れ農家の理解、農家との打ち合わせや受け入れの調整を行うJAの事務局のみならず、ご協力のおかげでもあります。また、参加者も、継続して企画に参加することにより、農家や援農隊仲間に出会うことを楽しみ、農家と参加者の深い交流に発展しました。農家・参加



図1 長野県中野市における「りんご援農隊」参加実績

作業	人数
摘果	1,061人
葉摘み	607人
収穫	1,735人
累計参加人数	のべ3,403名
累計宿泊数	のべ7,309泊

平成14年～平成29年累計

本件に関するお問い合わせは

■事業部体験交流課

☎03-5297-0323

者とも20年を目標にがんばろうと話しております。ぜひみなさまの地域でも援農隊の取り組みによる都市農村交流をご検討ください。

# に取り組んでみませんか？

農林水産省は、今年度から「農泊」の推進に着手しています。農泊とは、農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行のことです。

具体的には、現在増加しているインバウンド（訪日外国人旅行者）を含む観光客を農山漁村に呼び込んで、地域の活性化、所得向上を図るための体制整備を支援するものです。農泊の受け入れ体制づくりについて、農林水産省は次の4つのポイントを示しています。

- 1 農泊に対する「気付き」の喚起
- 2 「儲かる」体制の構築
- 3 地域の「宝」の磨き上げ
- 4 地域の取り組みを「知って」もらう  
機会の創出

これらを踏まえ、本会は農泊を「農山漁村の魅力味わうこと」ができる、テーマパークづくり」と解釈しています。

農泊の推進にあたり重要なことは、長期に滞在（宿泊）できる体制をつくることです。そのためには、(一)、地域の一部にとどまらず、地域全体で滞在を可能にすること（農家民泊だけでなく、ホテルや旅館、ペンションなどと組み合わせる長期滞在）、(二)、ありきたりではない地域の特徴を探して磨くこと（自然が豊かで人があたたかいというだけでなく、「ここにしかない」という特徴やテーマを設定すること）、(三)、質の高いサービス

の提供とそれに見合う対価を得ること（持続的な受け入れを可能にすること）が必要です。

J Aは、組合員・生産者とともに食農教育活動や地産地消運動を通じ、地域のみなさまに対して、積極的に農業体験の機会を提供してきました。さらに、J Aグループは地域経済の一端を担うことから、地域における農泊推進の歯車となることができると考えています。

本会では、農泊推進を積極的に後押しするために、農泊推進事業に取り組む地域のお手伝いをしています。例を挙げると、事業計画の策定・地域の合意形成の支援、地域資源の調査からプログラムの作成、モニターツアーやイベントの実施、受け入れに関する研修会・勉強会の実施など、様々な支援を行っています。

このように、本会はJ Aグループの一員として、この地域交流支援事業を通して、関係をもったJ Aや地域とは、継続してつながりを保ち続けていくことを基本にしています。

農林水産省は、平成29年12月に平成30年度の農林水産予算の概算決定を発表し、農泊の推進におよそ57億円（平成29年度から7億円の増加）の予算をつけています。

ぜひこの機会を活用し、みなさまの地域で日本型の滞在型観光に挑戦してみたいかがでしうか。

## 農山漁村滞在型旅行ビジネスの4つのポイント

### ポイント1 農泊に対する「気付き」の喚起

農泊は農山漁村地域の観光地づくりといえます。地域一丸となって農泊に取り組むことが大切です。地域が一丸となるためには、地域で農泊が農山漁村の所得向上→地域活性につながるという理解を醸成する必要があります。

### ポイント2 「儲かる」体制の構築

農林水産省のいう「ビジネス」とは、単に収入を得るということではなく、自立的・持続的経営を指しています。そのためには適切な料金設定、稼ぐコンテンツ探し、ビジネス組織としての法人化が必要です。

### ポイント3 地域の「宝」の磨き上げ

ポイント2でも触れましたが、稼ぐコンテンツを探す必要があります。大がかりであったり特別なものである必要は必ずしもなく、地域の自慢や「この地域にしかない」など「これをなくしては地域を語れない」というものを探し、磨く必要があります。また誰をターゲットに売るとも検討する必要があります。

### ポイント4 地域の取り組みを「知って」もらう 機会の創出

増え続ける外国人旅行者の呼び込みに、国内外へのプロモーションは必須です。想定するターゲットに合わせた告知が必要となります。

## 「農泊」の推進

[平成30年度予算概算決定額：5,655(5,000)百万円] ※( )内は平成29年度当初予算額

- 「農泊」を農山漁村の所得向上を実現するうえでの重要な柱として位置づけ、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域活性化を図ることが重要。
- 「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPRなどを実施。

### 農泊推進対策

#### 農泊推進事業 (ソフト対策)

##### ●事業概要

農泊ビジネスの現場実施体制の構築及び地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取り組みなどを支援

##### ●実施主体

地域協議会、農業協同組合、NPO法人など

##### ●事業期間：2年間

##### ●交付率：定額

1年目：上限800万円  
2年目：上限400万円

#### 施設整備事業 (ハード対策)

##### ●事業概要

古民家などを活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設など、農泊を推進するために必要となる施設の整備を支援

##### ●実施主体

市町村、地域協議会の中核となる法人など

##### ●事業期間：2年間

##### ●交付率：1/2

平成30年度概算要求資料(農林水産省ホームページ資料より作成)

本会では、主にソフト事業についての支援をしています。

たとえば……

- 事業計画の策定・地域の合意形成の支援
- 地域資源の調査からプログラムの作成
- モニターツアーやイベントの実施
- 農泊受け入れに関する研修会・勉強会の実施

など、地域の希望に応じていろいろな提案をいたします。



農泊事業においては、地域内の合意形成と最初の事業方針の策定が重要です。本会ではワークショップや研修会を通して、このお手伝いをします。



作ったコンテンツはモニターツアーで反応を見て改善します。本会は企画から実施まで一貫したアドバイスをしています。またインバウンドのモニターツアーのお手伝いもできます。

# 改正旅行業法について

「JA旅行センター事業」はもとより、「JA葬祭センターのバス運行事業」などに従事する職員の方々にもぜひ知っておいていただきたい「旅行業法施行規則等の一部を改正する法律」が平成30年1月4日に施行されました。今回の改正について、その背景・規制緩和・規制強化の内容を一部ご紹介いたします。

※詳細は都道府県 観光課等にご照会ください。

## 法律改正の背景

観光庁では、まだ記憶に新しい「軽井沢スキーバス事故等の再発防止」および急増する「訪日外国人旅行者の受け入れ環境の整備」を図るため、旅行に関連した各種の規制・制度を見直すこととしました。今回の改正には2つの柱があります。

1つ目は、ランドオペレーター（旅行サービス手配業者）に旅行の手配を任せきりにすることで安全性が低下したり、一部ランドオペレーターによる手数料收受を前提とした土産物店への連れ回しなどの実態を是正し、「旅行の安全・取引の公正確保」を図ることです。

2つ目は、各地での旅行需要を喚起するための「地域における旅行者の受け入れ環境の整備」です。具体的には「旅行サービス手配業者」の登録制度の創設による「規制強化」と「地域限定旅行業務取扱管理者」資格の創設による「規制緩和」となります。

### 1 旅行サービス手配業（ランドオペレーター）登録制度の創設など

「旅行の安全や取引の公正の確保」を図るため、これまで旅行業法の規制を受けなかったランドオペレーターを、改正法では「旅行サービス手配業者」と定義し、今後は観光庁長官の登録を受けることが必要となります（旅行業法第23条）。なお、旅行業者は旅行サービス手配業の登録を受けなくてもこの業務を営むことができます（旅行業法第34条）。また、今回の改正では「規制強化」として、

「旅行業務取扱管理者による安全管理等の強化」があります。これにより「資格者研修受講義務化」となり、旅行登録種別に関係なく旅行業者または旅行業者代理業者は、旅行業務取扱管理者に対し3～5年ごとに旅行業協会が実施する研修を受講させなければなりません（旅行業法第11条の2第7項）。

### 2 「地域限定旅行業務取扱管理者」資格の創設など

今回の改正の2つ目の柱である「地域における旅行者の受け入れ環境の整備」に関して旅行業法では「規制緩和」が図られます。まず「地域限定旅行業務取扱管理者」の創設です（旅行業法第11条の2第6項、第11条の3）。この資格は、地域に限定した知識のみで取得することが可能で、その地域の旅行商品のみを取扱う営業所にとっては従来よりも管理者を選任しやすくなります。

また、「規制緩和」として、地域限定旅行者に限り1名の旅行業務取扱管理者が複数営業所の管理者を兼務することができるようになります（旅行業法第11条の2第5項）。

#### （ケース1・2参照）

#### ケース1

●複数営業所が近接しているとき（距離40km、車で1時間程度）

#### ケース2

●1名の管理者が担当する営業所の業務量の年間取引額の合計が一定以下（1億円程度を想定）になる場合

## Q 旅行サービス手配業（ランドオペレーター）とは？

**A** 旅行サービス手配業とは、報酬を得て旅行業者（国外旅行業者を含む）の依頼を受け、旅行者に対する運送などサービスまたは運送に準ずるサービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次（取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く）を行うことです。

具体的には以下のような行為です。

●運送（鉄道、バス等）または宿泊（ホテル、旅館等）の手配

●全国通訳案内士及び地域通訳案内士以外の有償によるガイドの手配

●免税店における物品販売の手配

すでに旅行業登録のある場合は、重複して旅行サービス手配業の登録を受ける必要はありません。

（一社）全国農協観光協会 事業部教育研修課では、旅行業務に関わる各種研修会を開催しています。

詳しくは